

定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和7年6月20日受付分)

名称

特定非営利活動法人
保育ネットワーク・ミルク

縦覧期間

令和7年6月20日(金)から
令和7年7月4日(金)まで

特定非営利活動法人 保育ネットワーク・ミルク 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 保育ネットワーク・ミルクという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県三田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、乳幼児から児童の預かり保育、子育てに関する相談や助言、セミナーや交流の場の提供など、子育てに関する様々な支援活動を行うことにより、子どもの健全な育成を図るとともに、子どもを持つ親や家族が明るく子育てに関わることができるような地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成する為、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 男女共同参画社会の形成の増進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係わる事業を行う。

- (1) 預かり保育（月極保育・一時保育・緊急保育等）
- (2) 子育てに関する相談・助言
- (3) 子育てに関するセミナー・講演会・親子コンサート・親子交流会の企画、運営
- (4) 子育てに関する情報紙の発行
- (5) 保育付き講座等への保育士の派遣
- (6) 保育ボランティア養成講座の実施
- (7) 放課後児童健全育成事業
- (8) 乳児等通園支援事業
- (9) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同して第5条1号の事業を利用する為入会した個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し運営を支援する目的で入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める内規による所定の書式によって理事長に入会を申請しなければならない。

3 理事長は、前項の入会申請があったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(年会費)

第8条 会費は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(搬出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の搬出金品は、その理由を問わず、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上6名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は兵庫県知事に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 顧問

第21条 この法人は、理事会の議決により、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長の諮問に応じて助言を行い、又は理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。

3 顧問に関する必要事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第6章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

(機能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が、招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 会費の額
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。
第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他運営に関する重要事項、並びに総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記録した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事長における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名(書面、ファクシミリ又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面、ファクシミリ又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことによって、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があつたとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成にかかわる職務を行つた者の氏名

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従つて行うものとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係わる定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 兵庫県知事による設立の認定の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、兵庫県知事の認定を得なければならない。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の成立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	小泉 雅子
副理事長	酒井 和子
理事	芝野 照久
同	野村 弘子
同	小西 玉子（通称：小西 珠子）
同	大東 真弓
監事	山本 由美子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成15年 5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規程にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から平成14年 3月31日までとする。

6 この法人の成立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費

- (1) 正会員(個人) 3 0 0 0 円 (団体) 1 0 0 0 0 円
- (2) 一般会員 1 0 0 0 円
- (3) 賛助会員 団体1口 5 0 0 0 円
 個人1口 1 0 0 0 円

但し、正会員及び一般会員の10月以降の入会者については、年会費の半額をもって足りる。

2025年度（令和7年度） 事業計画

特定非営利活動法人保育ネットワーク・ミルク

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	対象者の範囲／人数	事業収入見込み
(1)預かり保育	三田市認可 小規模保育施設	月～土 7:00～18:00 延長保育 18:00～20:00	ミルクたんぽぽ園	三田市内及びその周辺地域の3ヵ月から2歳児 定員19人	56,914,000
	企業主導型保育施設 一時保育、緊急保育	月～土 7:00～18:00 延長保育 18:00～20:00 短時間曜日限定プログラム (月～金) げんきつきコース 9:00～12:30／9:00～15:00	企業主導型保育 ミルクひまわり園	三田市内及びその周辺地域の3ヵ月から2歳児 定員19人	34,000,000
	認可外保育施設 定期保育 一時保育、緊急保育	一時保育 9:00～14:00	みるくつく宝塚	宝塚市内及びその周辺地域の3ヵ月から就学前児 1日につき15人	109,000
	認可外保育施設 一時保育、緊急保育	一時保育 9:00～17:00	子育て支援スペース みるく	三田市内及びその周辺地域の3ヵ月から就学前児 定員8人	0
(2)子育てに関する相談・助言	個別相談・助言（電話・メール、オンライン Zoom）	随時 不定期	駅前子育て交流ひろば ミルクたんぽぽ園 ミルクひまわり 子育て支援スペース みるく	会員・保護者・一般	0
(2)子育てに関する相談・助言	スタッフ研修 カウンセリングマインド ワークショップ	4月～3月	三田市・宝塚市内	三田市、宝塚市内及びその周辺地域の市民	0
(3)子育てに関するセミナー・講演会・親子コンサート・親子交流会の企画運営	はじめましての会 親子運動会・親子遠足 クリスマス会 修了の会・おわかれ会 音あそびのひろば (講師：打楽器奏者 小泉渚さん) 子育てメッセ他	各施設行事日程		三田市内・宝塚市内及びその周辺地域の市民	34,500
(3) 子育てに関するセミナー・講演会・親子コンサート・親子交流会の企画運営	まちの子育てひろば あそびのひろば	月・火・木 10:00～15:00	子育て支援スペース みるく	三田市内及びその周辺地域の市民	0
	まちの子育てひろば みるく絵本館	年間12回 10:00～11:00	みるくつく宝塚	宝塚市内及びその周辺地域の市民	0
(3)子育てに関するセミナー・講演会・親子コンサート・親子交流会の企画運営	駅前子育て交流ひろば	日・火・水・木 10:00～17:30 年間206日	まちづくり協働センター 幼児室	三田市内及びその周辺地域の市民	7,830,000
(3)子育てに関するセミナー・講演会・親子コンサート・親子交流会の企画運営	ウッディ子育て交流ひろば	毎月2～3回 年間35回 9:45～12:45／13:45～15:45	ウッディタウン 市民センター プレイルーム	三田市内及びその周辺地域の市民	500,500
(3)子育てに関するセミナー・講演会・親子コンサート・親子交流会の企画運営	子育てサポートプログラム・親カフェ 駅前子育て交流ひろば 子育て支援事業（一時保育付）	4月～3月	まちづくり協働センター	三田市内及びその周辺地域の市民	0
	わらべうたベビー マッサージ体験版 駅前子育て交流ひろば 子育て支援スペース みるく	4月～3月	まちづくり協働センター 子育て支援スペース みるく	三田市内及びその周辺地域の市民	0
(3) 子育てに関するセミナー・講演会・親子コンサート・親子交流会の企画運営	活動パネル展示 駅前子育て交流ひろば	11月子育てメッセ	まちづくり協働センター	三田市内及びその周辺地域の市民	0

(3) 子育てに関するセミナー・講演会・親子コンサート・親子交流会の企画運営	小泉理事長 講師 ・子育て相談 子育てアドバイザー (毎月第2火曜日／駅前子育て交流ひろば) ・子育て支援、スキルアップ講座 ・自分を好きになるワークショップ・離乳食講座 (駅前子育て交流ひろばほか) ・神戸新聞社 マイベストプロ神戸 登録「頼れるまちの専門家」 ・丹波市子育て支援サイト相談監修				0
(3) 子育てに関するセミナー・講演会・親子コンサート・親子交流会の企画運営	ボランティア活動 ・web ラジオ ハニーFM「みるくのえほん」(北村・岩崎・下村・福島) 毎月1回				0
(3) 子育てに関するセミナー・講演会・親子コンサート・親子交流会の企画運営	絵本館、ママ講座、親子講座、一時預かり	月～金曜日 9:00～17:00	ミルクひまわり園 子育て支援スペースみるく	三田市内及びその周辺地域の乳幼児から就学前児	0
(3) 子育てに関するセミナー・講演会・親子コンサート・親子交流会の企画運営	お母さんの離陸応援 ミルクサポーターズ お母さんの離陸応援 ミルクサポひろば (思い出パトナッチ・ママ講座) つくってあそぼう	月1回他	まちづくり協働センター 駅前子育て交流ひろば ウッディ子育て交流ひろば 子育て支援スペースみるく	三田市内及びその周辺地域の市民	0
(3) 子育てに関するセミナー・講演会・親子コンサート・親子交流会の企画運営	助成金事業 善意銀行 宝塚市社会福祉協議会 ひろば事業 物品購入助成 年12回実施予定 みるくつく宝塚				30,000
(4) 子育てに関する情報紙編集発行	みるくつ子通信	毎月1日 700部発行 メールマガジン発行	配架：各市民センター・健診・ふらっと・小児科・図書館・地域支援センター・商業施設 (キッピーモール等) SNS 配信 Instagram、Facebook 他	会員・保護者・一般 三田市・宝塚市 ・神戸市北区 (一部) ・丹波篠山市 (一部)	0
(5) 保育付講座等会場保育	市民健康診断時の見守り保育	9:00～12:00 13:00～16:00	総合福祉保健センター および各市民センター	三田市民 女性がん検診、集団健診	200,000
	国際交流協会 (日本語サロン)	毎週月曜日	まちづくり協働センター	三田市民	
	EQWEL	随時	EQWEL	三田市内及びその周辺地域の市民	
	郷の音ホール	随時	郷の音ホール	三田市内及びその周辺地域の市民	
	駅前子育て交流ひろば	4月～3月 12回	まちづくり協働センター	三田市内及びその周辺地域の市民	
	国際ライフパートナー株式会社	4月～3月	みるくつく宝塚	宝塚市内及びその周辺地域の市民	
(6) 保育ボランティア養成講座の実施	保育ボランティア・子育て支援者養成講座	4月～3月	三田市・宝塚市内	三田市、宝塚市内及びその周辺地域の市民	0
(7) 放課後児童健全育成事業	宝塚市放課後児童クラブ	月～金 13:00～19:00 土 8:30～17:00 小学校長期休み 8:30～19:00	みるくつくキッズクラブ 売布1	宝塚市内小学校、売布小学校 児童1～6年生定員20人	11,444,260
			みるくつくキッズクラブ 逆瀬川	宝塚市内小学校、第一小学校 児童1～6年生定員20人	11,765,250
			みるくつくキッズクラブ 売布2	宝塚市内小学校、売布小学校 児童1～6年生定員18人	11,050,513
			みるくつくキッズクラブ 売布3	宝塚市内小学校、売布小学校 児童1～6年生定員20人	12,811,595
(8) 乳児等通園支援事業	こども誰でも通園制度	月～土 お子さんお一人月 10時間	ミルクたんぽぽ園	定員に対しての余裕活用型	408,000

(1) 預かり保育 (3)子育てに関するセミナー・講演会・親子コンサート・親子交流会の企画運営	SNS/動画配信事業 X (旧 Twitter) ミルクたんぽぽ園 YouTube 子育てメッセ (ダイジェスト版) ミルサポひろば 「つくってあそぼう」 インスタグラム ミルクたんぽぽ園給食室 インスタグラム ミルクひまわり園 インスタグラム 子育て支援スペースみるく インスタグラム	0
(3)子育てに関するセミナー・講演会・親子コンサート・親子交流会の企画運営 (4)子育てに関する情報紙編集発行	ミルク未来創造基金 令和7年度：目標金額 500,000 円 (令和2年6月発足) 使途目的：①子育て支援スペース運営 ②お母さん達の社会参加活動応援 ③子育て情報紙の企画発行	0

2025年度特定非営利活動法人に係る事業会計活動予算

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 保育ネットワーク・ミルク

科目	金額(単位:円)		
I 経常収入の部			
1 会費収入			
個人正会員 40人×3,000円	120,000		
団体正会員 5団体×10,000円	50,000		
個人賛助会員 3口3,000円×50人	150,000		
団体賛助会員 5口5,000円×10法人	50,000		
		370,000	
2 事業収入			
(1)預かり保育事業(子育て支援スペース)	0		
(1) " (みるくつく宝塚)	109,000		
(1)預かり保育			
小規模保育施設運営(ミルクたんぽぽ園)	56,914,000		
(1)預かり保育			
企業主導型保育施設運営(ミルクひまわり園)	34,000,000		
(2)子育てに関する相談・助言事業	0		
(3)子育てに関するセミナー・講演会・			
親子コンサート・親子交流会の企画・運営			
三田市委託事業(駅前子育て交流ひろば)	7,830,000		
(3)子育てに関するセミナー・講演会・			
親子コンサート・親子交流会の企画・運営			
三田市(ウッディ子育て交流ひろば)	500,500		
(3)子育てに関するセミナー・講演会・			
親子コンサート・親子交流会の企画・運営事業	34,500		
(4)子育てに関する情報紙の発行事業	0		
(5)保育付き講座等への保育士の派遣	200,000		
(6)保育ボランティア養成講座の実施	0		
(7)放課後児童健全育成事業			
宝塚市放課後児童健全育成事業(みるくつくキッズクラブ売			
布1)	11,444,260		
(7) " (みるくつくキッズクラブ逆瀬川)	11,765,250		
(7) " (みるくつくキッズクラブ売布2)	11,050,513		
(7) " (みるくつくキッズクラブ売布3)	12,811,595		
(8)乳幼児等通園支援事業(ミルクたんぽぽ園)	408,000	147,067,618	
3 寄付及び助成金収入			
寄付金(3,000円×80人 +2,402,220)	2,642,220		
ミルク未来創造基金	500,000		
助成金 善意銀行	30,000	3,172,220	
当期収入合計		150,609,838	
収入合計			150,609,838
II 経常支出の部			
1 事業費			
(1)預かり保育事業			
(子育て支援スペースみるく、みるくつく宝塚)	1,698,780		
(1)預かり保育			
小規模保育施設運営(ミルクたんぽぽ園)	56,052,400		
(1)預かり保育			
企業主導型保育施設運営(ミルクひまわり園)	32,363,357		
(2)子育てに関する相談・助言事業	0		
(3)子育てに関するセミナー・講演会・			
親子コンサート・親子交流会の企画・運営			
三田市委託事業(駅前子育て交流ひろば)	7,830,000		
(3)子育てに関するセミナー・講演会・			
親子コンサート・親子交流会の企画・運営			
三田市(ウッディ子育て交流ひろば)	500,500		
(3)子育てに関するセミナー・講演会・親子			
コンサート・親子交流会の企画・運営事業	54,940		
(4)子育てに関する情報紙の発行事業	120,000		
(5)保育付き講座等への保育士の派遣	200,000		
(6)保育ボランティア養成講座の実施			
人材養成事業	0		
(7)放課後児童健全育成事業			
宝塚市放課後児童健全育成事業			
(みるくつくキッズクラブ売布1)	11,444,260		
(7) " (みるくつくキッズクラブ逆瀬川)	11,765,250		
(7) " (みるくつくキッズクラブ売布2)	11,050,513		
(7) " (みるくつくキッズクラブ売布3)	12,811,595		
(8)乳幼児等通園支援事業(ミルクたんぽぽ園)	408,000	146,299,595	
2 管理費			
事務人件費(通勤費含む)	1,120,000		
家賃	300,000		

消耗品費	20,000		
通信運搬費	50,000		
印刷製本費	125,000		
会議費	5,000		
旅費交通費	5,000		
会場費	5,000		
雑費	5,000		
広告宣伝費	15,000		
諸謝金	20,000		
諸会費	12,000		
支払手数料	120,000		
研修費	10,000		
		1,812,000	148,111,595
3 予備費			
予備費	998,243		
積み立て金(たんぽぽ園、ひまわり園修繕費)	1,500,000	2,498,243	2,498,243
当期支出合計			150,609,838
当期収支差額			0
前期繰越収支差額			29,101,404
次期繰越収支差額			29,101,404

2026年度（令和8年度） 事業計画

特定非営利活動法人保育ネットワーク・ミルク

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	対象者の範囲／人数	事業収入見込み
(1)預かり保育	三田市認可 小規模保育施設	月～土 7:00～18:00 延長保育 18:00～20:00	ミルクたんぼぼ園	三田市内及びその周辺地域の3ヵ月から2歳児 定員 19 人	56,914,000
	企業主導型保育施設 一時保育、緊急保育	月～土 7:00～18:00 延長保育 18:00～20:00 短時間曜日限定プログラム (月～金) げんきつきコース 9:00～12:30／9:00～15:00	企業主導型保育 ミルクひまわり園	三田市内及びその周辺地域の3ヵ月から2歳児 定員 19 人	34,000,000
	認可外保育施設 定期保育 一時保育、緊急保育	一時保育 9:00～14:00	みるくつく宝塚	宝塚市内及びその周辺地域の3ヵ月から就学前児 1日につき 15 人	109,000
	認可外保育施設 一時保育、緊急保育	一時保育 9:00～17:00	子育て支援スペース みるく	三田市内及びその周辺地域の3ヵ月から就学前児 定員 8 人	0
(2)子育てに関する相談・助言	個別相談・助言（電話・メール、オンライン Zoom）	随時 不定期	駅前子育て交流ひろば ミルクたんぼぼ園 ミルクひまわり 子育て支援スペース みるく	会員・保護者・一般	0
(2)子育てに関する相談・助言	スタッフ研修 カウンセリングマインド ワークショップ	4月～3月	三田市・宝塚市内	三田市、宝塚市内及びその周辺地域の市民	0
(3)子育てに関するセミナー・講演会・親子コンサート・親子交流会の企画運営	はじめましての会 親子運動会・親子遠足 クリスマス会 修了の会・おわかれ会 音あそびのひろば (講師：打楽器奏者 小泉渚さん) 子育てメッセ他	各施設行事日程		三田市内・宝塚市内及びその周辺地域の市民	34,500
(3)子育てに関するセミナー・講演会・親子コンサート・親子交流会の企画運営	まちの子育てひろば あそびのひろば	月・火・木 10:00～15:00	子育て支援スペース みるく	三田市内及びその周辺地域の市民	0
(3)子育てに関するセミナー・講演会・親子コンサート・親子交流会の企画運営	まちの子育てひろば みるく絵本館	年間 1 2 回 10:00～11:00	みるくつく宝塚	宝塚市内及びその周辺地域の市民	0
(3)子育てに関するセミナー・講演会・親子コンサート・親子交流会の企画運営	駅前子育て交流ひろば	日・火・水・木 10:00～17:30 年間 206 日	まちづくり協働センター 幼児室	三田市内及びその周辺地域の市民	7,830,000
(3)子育てに関するセミナー・講演会・親子コンサート・親子交流会の企画運営	ウッディ子育て交流ひろば	毎月 2～3 回 年間 3 5 回 9:45～12:45／13:45～15:45	ウッディタウン 市民センター プレイルーム	三田市内及びその周辺地域の市民	500,500
(3)子育てに関するセミナー・講演会・親子コンサート・親子交流会の企画運営	子育てサポートプログラム・親カフェ 駅前子育て交流ひろば	4月～3月	まちづくり協働センター	三田市内及びその周辺地域の市民	0
(3)子育てに関するセミナー・講演会・親子コンサート・親子交流会の企画運営	わらべうたベビー マッサージ体験版 駅前子育て交流ひろば 子育て支援スペース みるく	4月～3月	まちづくり協働センター 子育て支援スペース みるく	三田市内及びその周辺地域の市民	0
(3)子育てに関するセミナー・講演会・親子コンサート・親子交流会の企画運営	活動パネル展示 駅前子育て交流ひろば	11 月子育てメッセ	まちづくり協働センター	三田市内及びその周辺地域の市民	0

(3) 子育てに関するセミナー・講演会・親子コンサート・親子交流会の企画運営	小泉理事長 講師 ・子育て相談 子育てアドバイザー (毎月第2火曜日/駅前子育て交流ひろば) ・子育て支援、スキルアップ講座 ・自分を好きになるワークショップ・離乳食講座 (駅前子育て交流ひろばほか) ・神戸新聞社 マイベストプロ神戸 登録「頼れるまちの専門家」 ・丹波市子育て支援サイト相談監修				0
(3) 子育てに関するセミナー・講演会・親子コンサート・親子交流会の企画運営	ボランティア活動 ・web ラジオ ハニーFM「みるくのえほん」(北村・岩崎・下村・福島) 毎月1回				0
(3) 子育てに関するセミナー・講演会・親子コンサート・親子交流会の企画運営	絵本館、ママ講座、親子講座、一時預かり	月～金曜日 9:00～17:00	ミルクひまわり園 子育て支援スペースみるく	三田市内及びその周辺地域の乳幼児から就学前児	0
(3) 子育てに関するセミナー・講演会・親子コンサート・親子交流会の企画運営	お母さんの離陸応援 ミルクサポーターズ お母さんの離陸応援 ミルクサポひろば (思い出パトナッチ・ママ講座) つくってあそぼう	月1回他	まちづくり協働センター 駅前子育て交流ひろば ウッディ子育て交流ひろば 子育て支援スペースみるく	三田市内及びその周辺地域の市民	0
(3) 子育てに関するセミナー・講演会・親子コンサート・親子交流会の企画運営	助成金事業 善意銀行 宝塚市社会福祉協議会 ひろば事業 物品購入助成 年12回実施予定 みるくつく宝塚				30,000
(4) 子育てに関する情報紙編集発行	みるくつ子通信	毎月1日 700部発行 メールマガジン発行	配架：各市民センター・健診・ふらっと・小児科・図書館・地域支援センター・商業施設 (キッピーモール等) SNS 配信 Instagram、Facebook 他	会員・保護者・一般 三田市・宝塚市 ・神戸市北区 (一部) ・丹波篠山市 (一部)	0
(5) 保育付講座等会場保育	市民健康診断時の見守り保育	9:00～12:00 13:00～16:00	総合福祉保健センター および各市民センター	三田市民 女性がん検診、集団健診	200,000
	国際交流協会 (日本語サロン)	毎週月曜日	まちづくり協働センター	三田市民	
	EQWEL	随時	EQWEL	三田市内及びその周辺地域の市民	
	郷の音ホール	随時	郷の音ホール	三田市内及びその周辺地域の市民	
	駅前子育て交流ひろば	4月～3月 12回	まちづくり協働センター	三田市内及びその周辺地域の市民	
	国際ライフパートナー株式会社	4月～3月	みるくつく宝塚	宝塚市内及びその周辺地域の市民	
(6) 保育ボランティア養成講座の実施	保育ボランティア・子育て支援者養成講座	4月～3月	三田市・宝塚市内	三田市、宝塚市内及びその周辺地域の市民	0
(7) 放課後児童健全育成事業	宝塚市放課後児童クラブ	月～金 13:00～19:00 土 8:30～17:00 小学校長期休み 8:30～19:00	みるくつくキッズクラブ 売布1	宝塚市内小学校、売布小学校 児童1～6年生定員20人	11,444,260
			みるくつくキッズクラブ 逆瀬川	宝塚市内小学校、第一小学校 児童1～6年生定員20人	11,765,250
			みるくつくキッズクラブ 売布2	宝塚市内小学校、売布小学校 児童1～6年生定員18人	11,050,513
			みるくつくキッズクラブ 売布3	宝塚市内小学校、売布小学校 児童1～6年生定員20人	12,811,595
(8) 乳児等通園支援事業	こども誰でも通園制度	月～土 お子さんお一人月 10時間	ミルクたんぽぽ園	定員に対しての余裕活用型	408,000

(1) 預かり保育 (3)子育てに関するセミナー・講演会・親子コンサート・親子交流会の企画運営	SNS/動画配信事業 X (旧 Twitter) ミルクたんぽぽ園 YouTube 子育てメッセ (ダイジェスト版) ミルサポひろば 「つくってあそぼう」 インスタグラム ミルクたんぽぽ園給食室 インスタグラム ミルクひまわり園 インスタグラム 子育て支援スペースみるく インスタグラム	0
(3)子育てに関するセミナー・講演会・親子コンサート・親子交流会の企画運営 (4)子育てに関する情報紙編集発行	ミルク未来創造基金 令和7年度：目標金額 500,000 円 (令和2年6月発足) 使途目的：①子育て支援スペース運営 ②お母さん達の社会参加活動応援 ③子育て情報紙の企画発行	0

2026年度特定非営利活動法人に係る事業会計活動予算

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 保育ネットワーク・ミルク

科目	金額(単位:円)		
I 経常収入の部			
1 会費収入			
個人正会員 40人×3,000円	120,000		
団体正会員 5団体×10,000円	50,000		
個人賛助会員 3口3,000円×50人	150,000		
団体賛助会員 5口5,000円×10法人	50,000		
		370,000	
2 事業収入			
(1)預かり保育事業(子育て支援スペース)	0		
(1) " (みるくつく宝塚)	109,000		
(1)預かり保育			
小規模保育施設運営(ミルクたんぽぽ園)	56,914,000		
(1)預かり保育			
企業主導型保育施設運営(ミルクひまわり園)	34,000,000		
(2)子育てに関する相談・助言事業	0		
(3)子育てに関するセミナー・講演会・			
親子コンサート・親子交流会の企画・運営			
三田市委託事業(駅前子育て交流ひろば)	7,830,000		
(3)子育てに関するセミナー・講演会・			
親子コンサート・親子交流会の企画・運営			
三田市(ウッディ子育て交流ひろば)	500,500		
(3)子育てに関するセミナー・講演会・			
親子コンサート・親子交流会の企画・運営事業	34,500		
(4)子育てに関する情報紙の発行事業	0		
(5)保育付き講座等への保育士の派遣	200,000		
(6)保育ボランティア養成講座の実施	0		
(7)放課後児童健全育成事業			
宝塚市放課後児童健全育成事業(みるくつくキッズクラブ売布1)	11,444,260		
(7) " (みるくつくキッズクラブ逆瀬川)	11,765,250		
(7) " (みるくつくキッズクラブ売布2)	11,050,513		
(7) " (みるくつくキッズクラブ売布3)	12,811,595		
(8)乳幼児等通園支援事業(ミルクたんぽぽ園)	408,000	147,067,618	
3 寄付及び助成金収入			
寄付金(3,000円×80人 +2,402,220)	2,642,220		
ミルク未来創造基金	500,000		
助成金 善意銀行	30,000	3,172,220	
当期収入合計		150,609,838	
収入合計			150,609,838
II 経常支出の部			
1 事業費			
(1)預かり保育事業			
(子育て支援スペースみるく、みるくつく宝塚)	1,698,780		
(1)預かり保育			
小規模保育施設運営(ミルクたんぽぽ園)	56,052,400		
(1)預かり保育			
企業主導型保育施設運営(ミルクひまわり園)	32,363,357		
(2)子育てに関する相談・助言事業	0		
(3)子育てに関するセミナー・講演会・			
親子コンサート・親子交流会の企画・運営			
三田市委託事業(駅前子育て交流ひろば)	7,830,000		
(3)子育てに関するセミナー・講演会・			
親子コンサート・親子交流会の企画・運営			
三田市(ウッディ子育て交流ひろば)	500,500		
(3)子育てに関するセミナー・講演会・親子			
コンサート・親子交流会の企画・運営事業	54,940		
(4)子育てに関する情報紙の発行事業	120,000		
(5)保育付き講座等への保育士の派遣	200,000		
(6)保育ボランティア養成講座の実施			
人材養成事業	0		
(7)放課後児童健全育成事業			
宝塚市放課後児童健全育成事業			
(みるくつくキッズクラブ売布1)	11,444,260		
(7) " (みるくつくキッズクラブ逆瀬川)	11,765,250		
(7) " (みるくつくキッズクラブ売布2)	11,050,513		
(7) " (みるくつくキッズクラブ売布3)	12,811,595		
(8)乳幼児等通園支援事業(ミルクたんぽぽ園)	408,000	146,299,595	
2 管理費			
事務人件費(通勤費含む)	1,120,000		
家賃	300,000		

消耗品費	20,000		
通信運搬費	50,000		
印刷製本費	125,000		
会議費	5,000		
旅費交通費	5,000		
会場費	5,000		
雑費	5,000		
広告宣伝費	15,000		
諸謝金	20,000		
諸会費	12,000		
支払手数料	120,000		
研修費	10,000		
		1,812,000	148,111,595
3 予備費			
予備費	998,243		
積み立て金(たんぽぽ園、ひまわり園修繕費)	1,500,000	2,498,243	2,498,243
当期支出合計			150,609,838
当期収支差額			0
前期繰越収支差額			29,101,404
次期繰越収支差額			29,101,404